

第78回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年10月18日(水) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成29年10月18日(水) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成29年10月18日(水) 午前10時40分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席9名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	欠
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

事務局 総務・農政担当課長 倭 信幸 農地担当課長 佐藤 孝司
担当課長補佐 今村 正樹 担当係長 入江 貢
副主査 橋本 聡実 副主査 大橋 和之

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
(5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)
(7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定・期間借地)
(8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の転貸・期間借地)
(9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について

り、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番は、先ほど説明したとおり取下げとなりました。

3番、4番は受人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約88アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、6番は受人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約16アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

大森委員 取下げの2番を除く、1番から6番の5件について協議したところ、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区協議会の説明を、お願いします。

大橋副主査 1ページ7番は、先ほど説明したとおり取下げとなりました。

8番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在、約3.5ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在、約2.5ヘクタール農地を

耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約96アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による使用貸借権の設定です。受人は現在、約4.2ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13、14、15番は受人が同じなので同時に説明します。いずれも増反による所有権の移転です。受人は現在、約13.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約41アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約79アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.8ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、食育教育による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、地域との関係などをみても問題がないこと、農地法施行令第2条第1項ハの教育を行うことを目的として設立された法人で当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、増反による所有権移転です。受人は現在、約57アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

難波委員 取下げの7番を除く、8番から20番までの13件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)については、取下げの2番、7番を除く、その他の18件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)について、18件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区協議会の説明を、お願いします。

大橋副主査 4ページ1番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良の一時転用です。一時転用期間は平成29年10月18日から平成30年1月1日までです。申請人の孫が主体で現在約139アール耕作しており主にイチゴ栽培を行っておりますが、経営規模拡大のため申請地を畑に改良しハウスによるイチゴの高設栽培を行うものです。申請地は農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われれます。

2番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は貸露天駐車場です。貸しの露天施設のため、永久転用目的による3年間の一時転用となります。駐車場の借人は中古車の輸出入及び売買をしており、現在は東岡山近辺の車庫に中古車を置いていますが、申請地は中古車の購入先に近くまとまった車両購入と販売が可能のため駐車場として申請地を借りるものです。申請地は農用地ですが、仮設工作物の設置その他の一般的な利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われれます。

以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

難波委員 1 番， 2 番の 2 件について協議したところ，事務局の説明のとおりで，許可意見としており，農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）については，1 番， 2 番の 2 件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（2）について，2 件を許可と決定します。

次に，申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての，審議に入ります。
事務局から中区の説明を，お願いします。

橋本副主査 5 ページ 1 番， 2 番は受人が同一のため同時に説明します。順番が前後しますが，2 番から説明します。

2 番，平成 29 年 5 月 12 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され，転用目的は特別養護老人ホームで所有権を移転します。受人は現在，申請地隣接地で特別養護老人ホームを営んでいますが，要介護，要支援の待機者を解消するため，隣接地を一体利用し施設を増設しようとするものです。1 種農地ですが，既存施設の拡張のため例外的に許可が可能です。

1 番，申請地は農用地区域内の農用地であり，転用目的は工事車両進入路、露天駐車場で賃借権を設定します。平成 32 年 10 月 17 日までの一時転用です。受人は現在，申請地隣接地で特別養護老人ホームを営んでいますが，施設の増設工事の間，工事車両進入路及び駐車場が不足するため，隣接地を借り受けて，工事車両進入路及び露天駐車場に転用しようとするものです。農用地ですが，一時転用であり，農業振興地域整備計画に支障がないと考えられ，例外的に許可が可能です。

1 番， 2 番とも転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。
以上です。

議長 中区協議会の意見をふまえて，地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

大森委員 1 番と 2 番の 2 件について協議したところ，事務局の説明のとおりで，許可意見としており，農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん，何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区協議会の説明を，お願いします。

大橋副主査 5 ページ 3 番，申請地は平成 28 年 12 月 20 日付けで農振除外済の案件で，農地の

広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在申請地隣接に義父母と同居していますが、家財道具が増え手狭となったため、隣接地の義父所有の農地を借り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、義父の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま

す。4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で貸借権を設定します。貸露天施設であるため永久転用目的による3年間の一時転用です。受人は現在申請地隣接地露天駐車場を拠点として一般貨物輸送業を営んでおりますが、業務拡大し計62台のトラックで運用する計画とし、隣接する申請地を借り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま

す。5番、申請地は水道、下水道管が埋設の沿道で半径500メートル以内に東区役所と西大寺病院がある3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在職場の官舎に家族3人で居住しておりますが家財道具が増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は、問題ないと思われま

す。以上です。

議長 東区協議会の意見をふまえて、地区協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

難波委員 3番から5番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(3)の5件については、許可と決定してよろしいでしょうか。
全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)は、5件を許可と決定します。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)、申請等(5)同じく(利用権の設定及び転貸)、申請等(6)(利用権の移転)、申請等(7)(利用権の設定・期間借地)、申請等(8)(利用権の転貸・期間借地)について、一括して審議します。事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 別紙議案を、ご覧ください。申請等(4)の利用権の設定については、中区は1ページ1番から2ページ17番の17件、東区は3ページ1番から32ページ272番ま

での272件です。この内2ページ中区の17番と22ページ東区の186番から25ページ207番までは、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（5）の利用権の設定及び転貸については、中区分のみで33ページ1番から39ページ31番までの31件、申請等（6）の利用権の移転については、東区分のみで40ページ1番から43ページ31番の31件です。別に配布しています利用集積集計表を、ご覧ください。申請等（4）、（5）、（6）を、合計したものになります。岡山市全体では、計655件、第二農業委員会分は351件で中区が48件、瀬戸地区を除く東区が238件、瀬戸地区が65件になります。面積は、ご覧のとおりです。

別紙議案に戻りまして、44ページ申請等（7）の利用権の設定・期間借地については、麦の作付期間だけ借りる期間借地で、借主は農事組合法人グリーンファーム岡山です。合計面積は、ご覧のとおりです。

続きまして、45ページ申請等（8）利用権の転貸・期間借地についても、地主が利用権設定で貸している農地を麦の作付期間だけ転貸する期間借地で、借主は岡山麦作株式会社と、グリーンファーム岡山です。合計面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（4）から（8）までの岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（9）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 6ページ1番、相続により賃借権を取得しています。引き続き届出人で耕作します。
2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

3番、相続により所有権を取得しています。届出人で管理しますが、あっせん等の希望があり、担当推進委員と協議する予定です。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

以上は各地区協議会では、いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（９）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、４件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 報告（１）４条届については、７ページ１番から４番の４件です。転用目的は共同住宅が１件、集合住宅及び道路が１件、自己用住宅敷地拡張が１件、長屋建住宅及び露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、８ページ１番から９ページ１４番の１４件です。転用目的は住宅用地が４件、分譲住宅地が３件、敷地拡張が２件、長屋建住宅及び露天資材置場が１件、賃貸住宅が３件、露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１０ページ１番から４番までの４件です。解約理由は、耕作目的が３件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 岡山市第二農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定については、承認を得る。

次に各種表彰受賞者を、報告する。

岸本職務代理 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時４０分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員